

燕弥彦都市計画地区計画の変更(燕市決定)

都市計画吉田南地区地区計画を次のように変更する。

名 称		吉田南地区地区計画
位 置		燕市吉田下中野の一部
面 積		約 6.8ha
区域の整備・開発及び保全方針	地区計画の目標	<p>本地区は、国道 116 号に近接し、JR 南吉田駅から北に約 700m、JR 吉田駅から南に約 1,000m の距離にあり、交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p>また、本地区は土地区画整理事業により都市基盤を整備し、今後良好な住宅地の形成が見込まれている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の適正な規制・誘導を積極的に行うことにより、良好な居住環境を形成し、かつ保持することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>地区全体を住居の環境を守るための地域とし、住宅を主体とした建築物の立地誘導を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>都市計画道路諏訪線を整備するとともに、土地区画整理事業により区画道路等を適正に配置する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な居住環境の形成を図るため、建築物等の高さ、かき又はさくの構造について、適切な制限を設ける。</p>
地区整備計画	地区施設等の配置及び規模	<p>区画道路 幅員 9.0m 総延長約 207m</p>
	建築物等の高さの最高限度	<p>建築物の高さは、前面道路の路面の中心より 13m を越えてはならない。</p> <p>敷地の盛土高は前面道路の路面の中心より 30cm までとする。ただし、築山等はこの限りではない。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさくの構造は生垣とする。</p> <p>ただし、道路面からの高さが 1.2メートル以下で透視可能なフェンス等はこの限りではない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業により、新たな市街地開発が見込まれる地区について、良好な居住環境の形成を図るため、地区計画の指定区域を拡大するものである。